



# 鳥取県公報

令和6年1月26日（金）  
第9565号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出（30）（孤独・孤立対策課）・・・・・・・・・・ 2
	土地収用法による土地の立入り（31）（県土総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	鳥取港臨港地区内の分区の指定の一部改正（2件）（32・33）（港湾課）・・・・・・・・・・ 3
	県統計調査の実施（34）（教育委員会事務局社会教育課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活安全企画課）・・・・・・・・・・ 8
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（物品契約課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
	一般競争入札の実施（警察本部会計課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

# 告 示

**鳥取県告示第30号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和6年1月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人社団房修会	倉吉市福光225	久米の郷さくら通所リハビリテーションセンター	倉吉市福光225	通所リハビリテーション	令和5年7月26日
医療法人社団キマチ外科・整形外科医院	西伯郡大山町富長755-5	キマチ・リハビリテーション医院	西伯郡大山町富長755-5	訪問看護	令和5年12月10日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人社団房修会	倉吉市福光225	久米の郷さくら通所リハビリテーションセンター	倉吉市福光225	介護予防通所リハビリテーション	令和5年7月26日
医療法人社団キマチ外科・整形外科医院	西伯郡大山町富長755-5	キマチ・リハビリテーション医院	西伯郡大山町富長755-5	介護予防訪問看護	令和5年12月10日

**鳥取県告示第31号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第2項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第4項の規定により告示する。

令和6年1月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 起業者の名称

中国電力ネットワーク株式会社

2 事業の種類

特別高压架空電線路 鳥取線No. 78～No. 90経年鉄塔建替工事

3 立ち入ろうとする土地の区域

鳥取市福井字長谷、字蜂かみ谷ノ一、字大高下、字荷連ヶ坪、字海道谷、字片平、字熊田、字中江蔵口、字水狭、字風坂、字八峠、字上糟村及び字下糟村、大畑字下光正寺、字居村、字堂ノ上及び字堂ノ下、金沢字眞柴谷、字眞柴谷山分、字榎谷、字榎谷山分、字大鳴山分、字上ノ谷西平、字上ノ谷、字上ノ谷東平、字山ノ鼻山分、字山ノ鼻、字下ノ奥、字下ノ谷奥、字下ノ谷山分、字下ノ谷、字御禱谷、字村土居山分、字村土居及び字大鳴並びに松原字高殿、字谷田及び字小奥

4 立ち入ろうとする期間

令和6年2月5日から令和7年3月31日まで

鳥取県告示第32号

昭和61年鳥取県告示第1000号（鳥取港臨港地区内の分区の指定について）の一部を次のように改正し、令和6年1月26日から施行する。

令和6年1月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 商港区</p> <p>次の①の地点から<u>(8-1)</u>の地点までを順次に直線で結んだ線、<u>(14-1)</u>の地点から<u>(28-1)</u>の地点までを順次に直線で結んだ線、<u>⑥</u>の地点から<u>(72-3)</u>までの地点を順次に直線で結んだ線、<u>(8-1)</u>の地点と<u>⑥</u>の地点を直線で結んだ線、<u>(72-3)</u>の地点と<u>(14-1)</u>の地点を直線で結んだ線及び<u>(28-1)</u>の地点と①の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域並びに②の地点から<u>(52-4)</u>の地点までを順次に直線で結んだ線及び<u>(52-4)</u>の地点と②の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域</p> <p>①の地点 鳥取市賀露町西四丁目地先鳥取港灯台 (北緯35度32分34秒東経134度11分02秒) から<u>124度39分18秒369.05メートル</u>の地点</p> <p>②の地点～⑧の地点 略</p> <p><u>(8-1)</u>の地点 <u>⑧</u>の地点から<u>339度29分17秒25.25メートル</u>の地点</p> <p><u>(14-1)</u>の地点 <u>(72-3)</u>の地点から<u>242度07分05秒13.64メートル</u>の地点</p> <p><u>(14-2)</u>の地点～<u>(15-2)</u>の地点 略</p> <p><u>(15-3)</u>の地点 <u>(15-2)</u>の地点から<u>253度09分30秒7.17メートル</u>の地点</p>	<p>1 商港区</p> <p>次の①の地点から<u>(28-1)</u>の地点までを順次に直線で結んだ線及び<u>(28-1)</u>の地点と①の地点を結んだ線により囲まれた区域並びに②の地点から<u>(52-4)</u>の地点までを順次に直線で結んだ線及び<u>(52-4)</u>の地点と②の地点を結んだ線により囲まれた区域</p> <p>①の地点 鳥取市賀露町西4丁目地先鳥取港灯台 (北緯35度32分34秒東経134度11分02秒) から<u>125度45分14秒363.35メートル</u>の地点</p> <p>②の地点～⑧の地点 略</p> <p><u>⑨</u>の地点 <u>⑧</u>の地点から<u>157度52分42秒176.36メートル</u>の地点</p> <p><u>⑩</u>の地点 <u>⑨</u>の地点から<u>157度47分12秒48.00メートル</u>の地点</p> <p><u>⑪</u>の地点 <u>⑩</u>の地点から<u>156度28分19秒273.40メートル</u>の地点</p> <p><u>⑫</u>の地点 <u>⑪</u>の地点から<u>155度00分16秒52.66メートル</u>の地点</p> <p><u>⑬</u>の地点 <u>⑫</u>の地点から<u>153度45分42秒225.00メートル</u>の地点</p> <p><u>⑭</u>の地点 <u>⑬</u>の地点から<u>147度28分09秒15.90メートル</u>の地点</p> <p><u>(14-1)</u>の地点 <u>⑭</u>の地点から<u>153度04分15秒99.45メートル</u>の地点</p> <p><u>(14-2)</u>の地点～<u>(15-2)</u>の地点 略</p> <p><u>(15-3)</u>の地点 <u>(15-2)</u>の地点から<u>64度22分04秒3.40メートル</u>の地点</p>

<p>⑩の地点～(28-1)の地点 略</p> <p>⑲の地点 鳥取港灯台から129度47分05秒1,613.02 メートルの地点</p> <p>⑳の地点～(52-4)の地点 略</p> <p>⑥⑤の地点 (8-1)の地点から83度19分23秒24.73 メートルの地点</p> <p>⑥⑥の地点 ⑥⑤の地点から157度55分32秒224.84メー トルの地点</p> <p>⑥⑦の地点 ⑥⑥の地点から157度40分20秒89.47メー トルの地点</p> <p>⑥⑧の地点 ⑥⑦の地点から156度52分47秒120.48メー トルの地点</p> <p>⑥⑨の地点 ⑥⑧の地点から155度37分15秒135.79メー トルの地点</p> <p>⑦⑩の地点 ⑥⑨の地点から154度40分44秒69.98メー トルの地点</p> <p>⑦⑪の地点 ⑦⑩の地点から154度09分46秒60.10メー トルの地点</p> <p>⑦⑫の地点 ⑦⑪の地点から153度26分25秒123.04メー トルの地点</p> <p>(72-1)の地点 ⑦⑫の地点から152度21分41秒 85.66メートルの地点</p> <p>(72-2)の地点 (72-1)の地点から247度36分36 秒7.42メートルの地点</p> <p>(72-3)の地点 (72-2)の地点から332度07分05 秒1.64メートルの地点</p>	<p>⑩の地点～(28-1)の地点 略</p> <p>⑲の地点 鳥取港灯台から130度03分01秒1,607.92 メートルの地点</p> <p>⑳の地点～(52-4)の地点 略</p>
<p>2 漁港区</p> <p>④⑨の地点から④⑫の地点を直線で結んだ線及び④⑫の地 点と④⑨の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域並 びに次の④⑬の地点から④⑫の地点までを順次に直線で結 んだ線及び④⑫の地点と④⑬の地点を直線で結んだ線によ り囲まれた区域</p> <p>④⑬の地点～④⑭の地点 略</p> <p>④⑮の地点 鳥取港灯台から152度39分13秒572.06メ ートルの地点</p> <p>④⑯の地点～④⑰の地点 略</p>	<p>2 漁港区</p> <p>④⑨の地点から④⑫の地点を直線で結んだ線及び④⑫の地 点と④⑨の地点を結んだ線により囲まれた区域並びに次 の④⑬の地点から④⑫の地点までを順次に直線で結んだ線 及び④⑫の地点と④⑬の地点を結んだ線により囲まれた区 域</p> <p>④⑬の地点～④⑭の地点 略</p> <p>④⑮の地点 鳥取港灯台から153度52分16秒573.97メ ートルの地点</p> <p>④⑯の地点～④⑰の地点 略</p>
<p>3 マリーナ港区</p> <p>(16-1)の地点から②⑤の地点までを順次に直線で結 んだ線、(16-1)の地点と次の②⑧の地点を直線で結ん だ線、②⑤の地点と次の②⑨の地点を直線で結んだ線及び 次の②⑧の地点から②⑨の地点までを順次に直線で結んだ 線により囲まれた区域</p> <p>②⑧の地点～②⑨の地点 略</p>	<p>3 マリーナ港区</p> <p>(16-1)の地点から②⑤の地点までを順次に直線で結 んだ線、(16-1)の地点と次の②⑧の地点を結んだ線、 ②⑤の地点と次の②⑨の地点を結んだ線及び次の②⑧の地 点から②⑨の地点までを順次に直線で結んだ線により囲ま れた区域</p> <p>②⑧の地点～②⑨の地点 略</p>
<p>4 修景厚生港区</p> <p>⑤の地点から(8-1)の地点までを順次に直線で結</p>	<p>4 修景厚生港区</p> <p>⑤の地点から(14-1)の地点までを順次に直線で結</p>

<p>んだ線及び⑤の地点と(8-1)の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域並びに⑳の地点から㉑の地点までを順次に直線で結んだ線、㉑の地点と次の㉒の地点を直線で結んだ線、次の㉒の地点から㉓の地点までを順次に直線で結んだ線及び㉔の地点と㉑の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域</p> <p>㉓の地点～㉔の地点 略</p>	<p>んだ線、⑤の地点と⑥の地点を直線で結んだ線、次の⑥の地点から(72-3)の地点までを順次に直線で結んだ線及び(72-3)の地点と(14-1)の地点を結んだ線により囲まれた区域並びに⑳の地点から㉑の地点までを順次に直線で結んだ線、㉑の地点と次の㉒の地点から㉓の地点までを順次に直線で結んだ線及び㉔の地点と㉑の地点を結んだ線により囲まれた区域</p> <p>⑥の地点 ⑤の地点から83度19分23秒154.52メートルの地点</p> <p>⑥の地点 ⑥の地点から157度55分32秒224.84メートルの地点</p> <p>⑦の地点 ⑥の地点から157度40分20秒89.47メートルの地点</p> <p>⑧の地点 ⑦の地点から156度52分47秒120.48メートルの地点</p> <p>⑨の地点 ⑧の地点から155度37分15秒135.79メートルの地点</p> <p>⑩の地点 ⑨の地点から154度40分44秒69.98メートルの地点</p> <p>⑪の地点 ⑩の地点から154度09分46秒60.10メートルの地点</p> <p>⑫の地点 ⑪の地点から153度26分25秒123.04メートルの地点</p> <p>(72-1)の地点 ⑫の地点から152度21分41秒85.66メートルの地点</p> <p>(72-2)の地点 (72-1)の地点から247度36分36秒7.42メートルの地点</p> <p>(72-3)の地点 (72-2)の地点から332度07分05秒1.64メートルの地点</p> <p>㉓の地点～㉔の地点 略</p>
---	---

鳥取県告示第33号

昭和63年鳥取県告示第221号（鳥取港臨港地区内の分区の指定について）の一部を次のように改正し、令和6年1月26日から施行する。

令和6年1月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>1 商港区</p> <p>次の㉑の地点と(13-1)の地点を直線で結んだ線、(16-1)の地点から㉒の地点までを順次に直線で結んだ線、㉒の地点から㉓の地点までを順次に直線で結んだ線、(13-1)の地点と㉒の地点を直線で結ん</p>	

<p>だ線、⑱の地点と⑲の地点を直線で結んだ線及び⑳の地点と㉑の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域</p> <p>⑬の地点 鳥取市賀露町西四丁目地先鳥取港灯台 (北緯35度32分34秒東経134度11分02秒) から106度23分17秒738.19メートルの地点</p> <p>㉑の地点 ⑬の地点から345度28分13秒 160.08メートルの地点</p> <p>㉒の地点 ㉑の地点から345度01分17秒 82.28メートルの地点</p> <p>㉓の地点 ㉑の地点から75度27分48秒94.78 メートルの地点</p> <p>㉔の地点 ㉓の地点から158度24分14秒216.02メー トルの地点</p> <p>㉕の地点 ㉑の地点から74度58分16秒9.61 メートルの地点</p> <p>㉖の地点 ㉕の地点から164度57分56秒52.45メー トルの地点</p> <p>㉗の地点 ㉖の地点から75度29分18秒45.08メー トルの地点</p>	
<p>2 保安港区</p> <p>㉑の地点と次の㉘の地点を直線で結んだ線、 ㉘の地点から㉙の地点までを順次に直線で結んだ線、 ㉙の地点と㉒の地点を直線で結んだ線、㉚の 地点から㉛の地点までを順次に直線で結んだ線、㉑ の地点と㉚の地点を直線で結んだ線及び㉒ の地点と㉛の地点を直線で結んだ線により囲まれ た区域</p> <p>㉘の地点 ㉑の地点から345度28分13秒 26.92メートルの地点</p> <p>㉙の地点・㉚の地点 略</p>	<p>保安港区</p> <p>次の㉑の地点から㉔の地点までを順次に直線で結んだ 線及び㉔の地点と㉑の地点を直線で結んだ線により囲ま れた区域</p> <p>⑬の地点 鳥取市賀露町西4丁目地先鳥取港灯台(北 緯35度32分34秒東経134度11分02秒) から106 度44分08秒740.19メートルの地点</p> <p>㉑の地点 ⑬の地点から345度28分13秒187.00メー トルの地点</p> <p>㉒の地点・㉓の地点 略</p> <p>㉔の地点 ㉓の地点から75度27分48秒150.00メー トルの地点</p> <p>㉕の地点 ㉔の地点から158度24分14秒216.02メー トルの地点</p>

鳥取県告示第34号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年1月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称  
子どもの読書活動に関するアンケート調査
- 2 調査の目的  
「鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン第4次計画」の改訂に当たり、子どもの読書に関する実態と課題を把握し、今後の施策に生かす。
- 3 調査対象の範囲
  - (1) 地域的範囲  
鳥取県全域
  - (2) 属性的範囲
    - ア 個人  
(ア) 保育所、幼稚園又は認定こども園の年長児(令和5年4月1日時点で満5歳の者をいう。以下同じ。)の保護者  
(イ) 小学校第3学年又は義務教育学校第3学年の児童  
(ウ) 小学校第6学年又は義務教育学校第6学年の児童  
(エ) 中学校第3学年又は義務教育学校第9学年の生徒  
(オ) 高等学校第2学年の生徒
    - イ 事業所  
(ア) 保育所、幼稚園又は認定こども園  
(イ) 小学校、中学校、義務教育学校又は高等学校
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
  - (1) 報告を求める事項
    - ア 個人  
(ア) 保育所、幼稚園又は認定こども園の年長児の保護者
      - a 年長児との続柄
      - b ブックスタート・ブックセカンド事業に関する事項
      - c 家庭での読書に関する事項
      - d 公立図書館の利用に関する事項
      - e 電子書籍の利用に関する事項
      - f 保護者の読書習慣に関する事項
    - (イ) 小学校、中学校、義務教育学校又は高等学校の児童生徒
      - a 令和5年4月1日以降の読書習慣に関する事項
      - b 過去の読書習慣に関する事項
      - c 公立図書館の利用に関する事項
      - d 学校図書館の利用に関する事項
      - e 電子書籍の利用に関する事項
    - イ 事業所  
(ア) 保育所、幼稚園又は認定こども園
      - a 読み聞かせの実施に関する事項
      - b 選書に関する事項
      - c 読書活動の推進に関する事項
    - (イ) 小学校、中学校、義務教育学校又は高等学校
      - a 読書活動の推進に関する事項
      - b 特別支援学級の設置
      - c 所蔵資料に関する事項
      - d 公立図書館の利用に関する事項

- (2) その基準となる期日
    - 調査票記入日
  - 5 報告を求める者
    - (1) 3の(2)のイに掲げる者 区分ごとに400人
    - (2) 3の(2)のロに掲げる事業所 約115施設
  - 6 報告を求めるために用いる方法
    - (1) 個人
      - ア 3の(2)のイの(イ)に掲げる者
 

保育所、幼稚園又は認定こども園を通じ、調査対象者に調査票を配布する。調査対象者はオンライン上で調査票を入力し、回答をオンラインにより県に提出する。
      - ロ 3の(2)のイの(ロ)から(オ)までに掲げる者
 

小学校、中学校、義務教育学校又は高等学校を通じ、調査対象者に調査票を配布する。調査対象者はオンライン上で調査票を入力し、回答をオンラインにより県に提出する。
    - (2) 事業所
 

県から調査対象事業所へ調査票を配布する。調査対象事業所はオンライン上で調査票を入力し、回答をオンラインにより県に提出する。
- 7 報告を求める期間
 

令和6年1月26日から同年2月21日まで
- 8 調査票情報の保存期間
 

5年間
- 9 結果の公表方法
 

鳥取県のホームページで公表する。

## 公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和6年1月26日

鳥取県公安委員会委員長 衣 笠 優 子

- 1 講習の種別及び受講対象者
  - (1) 初心者講習
 

鳥取県内に住所を有する者のうち法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のロに掲げる者を除く。）を対象とする。
  - (2) 経験者講習
 

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

    - ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
    - イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は第3号に規定するもの
- 2 開催の日時及び場所

種別 \ 区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習	令和6年2月21日 午前10時から午後 3時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階 第27会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者
経験者講習	令和6年2月20日 午後1時30分から	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び琴浦大山の各警察署の管内に居住する者

	午後 4 時30分まで	
--	-------------	--

- 3 講習時間及び講習課目
  - (1) 講習時間
    - ア 初心者講習 4 時間30分
    - イ 経験者講習 3 時間
  - (2) 講習課目
    - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
    - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 4 考査  
初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。
- 5 受講申込手続  
所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。
- 6 講習受講手数料及びその納付方法
  - (1) 講習受講手数料
    - ア 初心者講習 6,900円
    - イ 経験者講習 3,000円
  - (2) 納付方法  
(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。
- 7 携行品  
筆記用具

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年1月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達内容
  - (1) 調達物品の名称  
再生紙（PPC）用紙 A3ほか
  - (2) 内訳品目及び予定数量  
入札説明書による。
  - (3) 調達物品の仕様  
入札説明書による。
  - (4) 契約期間  
令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）まで
  - (5) 納入場所  
入札説明書による。
  - (6) 入札方法  
本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うので、入札説明書に示す方法に従って算出した物品の調達に要する費用の総額を入札金額として電子調達システムの電子入札書（以下「電子入札書」という。）に入力し、又は入札書に記載すること。  
また、この調達は単価契約によるものであり、落札額が契約金額とならないので注意すること。
- 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が文具・事務用機器類の用紙に登録されている者であること。  
なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和6年2月1日（木）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(3)の場所に必ず連絡すること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

### 3 契約担当部局

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

### 4 入札手続等

- (1) 入札の手続に関する担当部局  
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220  
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課物品調達担当  
電話 0857-26-7433  
電子メール b\_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp
- (2) 仕様に関する担当部局  
(1)に同じ。
- (3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先  
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220  
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課契約担当  
電話 0857-26-7431  
電子メール b\_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp
- (4) 入札説明書等の交付方法  
令和6年1月26日（金）から同年2月20日（火）までの間にインターネットのホームページ（物品電子調達ウェブサイト（<https://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。  
ア 交付期間及び交付時間  
令和6年1月26日（金）から同年2月20日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。  
イ 交付場所  
(1)に同じ。
- (5) 郵便等による入札  
可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）に

より、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和6年3月4日(月)から同月13日(水)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後6時までとする。ただし、入札の最終日は正午までとする。また、郵便等による入札書の受領期間は、同月12日(火)午後5時までとする。

イ 開札日時

令和6年3月13日(水)午後1時以降

ウ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(2) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出すること。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和6年2月20日(火)午後5時までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として、電子入札書に輸入し、又は入札書に記載した金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札において電子入札による場合は、5の(3)の書類を提出するときに電子証明書を必要とする。

(7) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会令和6年2月定例会において本件調達に係る予算（以下「予算」という。）が成立しなかった場合は、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行うが、予算が成立したときに落札決定を行うこととし、また、予算が成立しなかった場合は、落札決定を行わないものとする。

8 Summary

(1) Nature of the products to be purchased : A3-size paper for indirect electrostatic process , etc.

(2) February 20, 2024 5:00 PM: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) March 13, 2024 noon : Time-limit for submission of tenders

(March 12, 2024 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact Point for the notice : Procurement Division, Accounting Office, General Affairs Department, Tottori Prefectural Government, 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, 680-8570, Japan TEL : 0857-26-7433

-----  
一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年1月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県警察本部交通管制システム保守委託業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

入札説明書による。

(4) 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(5) 契約金額

契約に当たっては、入札書に記載した金額を契約金額とすることから、課税事業者にあつては消費税及び地方消費税の額を含めた金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を入札書に記載し、併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和3年鳥取県告示457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有すると

ともに、その業種区分が情報処理サービスのシステム等管理運営であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和6年2月5日（月）正午までに原則としてとっとり電子サービスにより4の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の（2）の場所に必ず連絡すること。

- （3） 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- （4） 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- （5） 電気工事業又は電気通信工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けている者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

### 4 入札手続等

- （1） 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課管財係

電話 0857-23-0110（代）

電子メール k\_kaikeikanzaikakari@pref.tottori.lg.jp

- （2） 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

- （3） 入札説明書の交付方法

（1）の場所で、令和6年1月26日（金）から同年2月2日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。

- （4） 入札説明会の有無

無

- （5） 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

- （6） 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年3月8日（金）午前10時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月7日（木）午後5時までとする。

イ 場所

鳥取県警察本部入札室（鳥取県警察本部庁舎2階）

### 5 入札参加者に要求される事項

- （1） 入札書は、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。なお、封筒には必ず件

名及び入札者名を記載すること。

- (2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4の(1)の場所に令和6年2月16日(金)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を入札書に添えて納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

### (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

### (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

### (3) 契約書作成の要否

要

### (4) 落札者の決定方法

本件調達公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

### (5) 手続における交渉の有無

無

### (6) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Maintenance and upkeep of Tottori Prefectural Police Headquarters Traffic Control System, 1 Set
- (2) Time—limit for the submission of documents for qualification confirmation: 5:00 PM, 16 February, 2024
- (3) Time—limit for the submission of tenders: 10:00 AM, 8 March, 2024 (Time—limit for the submission of tenders by registered mail: 5:00 PM, 7 March, 2024)
- (4) Contact Point for the notice: Accounting Division, Tottori Prefectural Police Headquarters 1—271 Higashi—machi, Tottori—shi, Tottori 680—8520 Japan, TEL 0857—23—0110